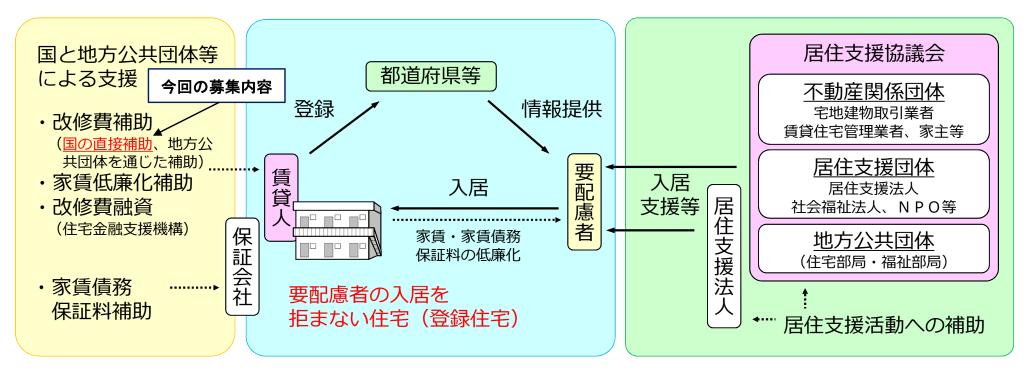
民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

別紙

- ※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律 (平成29年4月26日公布 10月25日施行)
 - ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
 - ② 専用住宅の改修・入居への経済的支援
 - ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



令和元年度予算

スマートウェルネス住宅等推進事業(275億円)の内数 社会資本整備総合交付金等の内数

<u>住宅確保要配慮者専用の住宅</u>に係る改修費用に対して補助を行う。※赤字部分は会和元件

※赤字部分は令和元年度拡充部分

		※亦字部分は令和元年度拡充部分
	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】 今回の ※令和元年度までの時限措置。	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】 地方公共団体へお問い合わせください
事業主体等	大家等	地方公共団体へお同い合わせください。
補助対象工 事等	 ①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更、②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む)、③防火・消火対策工事、 ④子育て世帯対応改修、 ⑤耐震改修、 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事(従前賃貸住等で) ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※ 上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も補助対象 	(玄関の二重ロック化、ドアの指詰め防止) (注動を注でも、人人を取るを マンダメ、スプリンクラー 設置、内装不燃化) (エントランスに手すり、スローブ設置) (エントランスに手すり、スローブ設置)
補助率· 補助限度額	国1/3	国1/3 + 地方1/3
	国費限度額:50万円/戸 ※ ① 234 ⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸	加算
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額 [※] 以下であること。 <u>(75㎡以上の一戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額)</u> ※公営住宅に準じた算定式による50㎡の住戸の家賃額(例 東京都文京 区:6.7万円、大阪市:6.4万円、静岡市:5.4万円、青森市:4.4万円)	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他主な要件	・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図り	